

# 規制改革会議における議論の概要

---

観 光 庁  
平成28年6月13日

# 規制改革会議での検討状況（観光庁ヒアリング①）

## 1. 開催日時、場所

平成28年1月28日（木）16:10～17:20  
中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室

## 2. 議題

通訳案内士制度の見直しについて

## 3. 出席者

### （1）規制改革会議

河野内閣府特命担当大臣（規制改革）、岡議長、大田議長代理ほか各民間委員

### （2）要望者（長島・大野・常松法律事務所）

藤原 総一郎 弁護士

殿村 桂司 弁護士

宇治 佑星 弁護士

### （3）観光庁

加藤 観光庁観光地域振興部長

長崎 観光庁観光地域振興部観光資源課長

## 4. 議事

冒頭、要望者である藤原 総一郎弁護士が通訳案内士法の業務独占を廃止すべきである旨説明し、それを受け、観光庁より通訳案内士制度における業務独占の考え方を説明。

その後、民間委員との質疑応答を行った。

### 提案者の意見

- ・ 資格や研修で得られる画一的な知識・経験では、食べ歩き、スポーツ大会時の周辺観光等、**個人が有している生のユニークな知識・経験を有償でガイドしたい個人のニーズ及びこうしたユニークな体験をしたいという多様な旅行者のニーズに対応できない。**
- ・ マatchingサイトを通じた**口コミ情報**などにより、質の悪いサービスは**市場から淘汰**されるので、国家資格による一定の品質確保に対するニーズに対応するには、名称独占で対応可能。

### 観光庁の意見

- ・ 業務独占については、様々な意見があるが、ぼったくり問題、低品質な旅行に関する苦情や地域ガイドの着実な実施に取り組むべきとの声があり、まずは、以下の対策を講じた上で検討していく。
- ・ **資格が必要な業務範囲を明確にする**とともに、訪日外国人旅行者の増加に**的確に対応出来る資格取得者を確保**することにより現場で発生している問題を解消。
- ・ 無資格ガイド問題については、**両罰規定の導入**と、**法の適正な執行**により、旅行者が安心できる環境を確立。

# 規制改革会議での検討状況（観光庁ヒアリング①）

## 規制改革会議委員の意見

- ・ 業務独占の見直しが適切でない理由として無資格ガイドの存在を挙げているが、**そもそも取締りをしていない**。仮に**取締りを徹底した場合**、旅行会社はガイドのコストを確保するため、たくさんキックバックがもらえる店に連れて行くことになり、**かえって事態が悪化する**のではないか。
- ・ **業務の範囲を考える必要がある**。ラーメン屋への案内が「旅行に関する」に当たるのか。例えば、全国を案内して周るのは業務独占を維持し、個別のエリアやテーマに限定されるものを対象外とするのも一案。
- ・ 業務独占の理由として、かつては旅行者の保護があったかもしれないが、現在は**口コミなど**、ネットで情報を発信できる環境にある。そのような情報を通じ**悪質ガイドは淘汰**されるはず。
- ・ インバウンドが急増している中でガイドの需要も増えているはずで、現在の通訳案内士の数で対応出来ているとは思えない。**供給量を増やすために業務独占を廃止**すべき。
- ・ 中国からは昨年、500万人の旅行者が来ているが、2,291人のガイドで対応できるのか。業務独占自体に無理があるのではないか。外国人の方の自由なニーズに対応できるシステムを作り上げることが大事。
- ・ 日本語で旅行に関する案内を行うということと、旅行に関する案内を外国語で通訳することは、全く資格は不要なのに、これを1人で行うと業務独占になるということについて疑問。
- ・ 形式上、旅行者からガイド代を取らないボランティアであっても、キックバックでもうかるためガイド料は無料でもやっていける。どうしてこの制度で無資格ガイドを防げるのか。

## 岡議長のとらまとめ

- ・ 本日の議論を踏まえ、規制改革会議においてもさらに検討していきたい。
- ・ 本件は**業務独占を廃止するしかない**と考えており、**観光庁においてもその方向で検討してもらいたい**。
- ・ 選択肢を増やす環境を国が作って、その選択肢を民間が活用するというではないか。

# 規制改革会議での検討状況（通訳案内士団体ヒアリング）

## 1. 開催日時、場所

平成28年2月10日（水）16:10～17:20  
中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室

## 2. 議題

通訳案内士制度の見直しについて

## 3. 出席者

### （1）規制改革会議

河野内閣府特命担当大臣（規制改革）、岡議長、大田議長代理ほか各民間委員

### （2）通訳案内士団体

全日本通訳案内士連盟（JFG）松本 美江 理事長

通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会（GICCS）ランデル 洋子 理事長

日本観光通訳協会（JGA）萩村 昌代 会長

日本文化体験交流塾（IJCEE）米原 亮三 理事長

全日本韓国語通訳案内士会（KGO）高田 直志 代表

### （3）観光庁

加藤 観光庁観光地域振興部長

## 4. 議事

冒頭、通訳案内士の5団体より、業務独占についての見解を中心に意見を述べた後、規制改革会議委員との質疑応答を行った。

### 通訳案内士団体の意見

#### ○全日本通訳案内士連盟（JFG）

- ・通訳案内士が足りないという委員の意見は、中国語・韓国語のガイドが無資格者に市場独占されている現状、セルフガイドをする外客が大多数であること、更には合格者の増大や地域ガイドの拡大が進んでいることから正しいとは言えない。よって、**ガイドの不足は業務独占を外す理由にならない。**
- ・業務独占の廃止は、質の保証がないものや一部悪質な無資格者のサービスを正当化するだけでなく、真面目な有資格者がいなくなる。
- ・**通訳案内士にはツアー中の怪我防止のご案内や急病時に病院に付き添い通訳も務めるなど、他の業務独占資格と同等以上の責務がある。**

# 規制改革会議での検討状況（通訳案内士団体ヒアリング）

## ○通訳ガイド&コミュニケーション・スキル研究会（GICCS）

- ・旅行客を安全に、かつ日本を正しく適正に案内するためには、語学力、知識力、異文化間の橋渡し力を備えた人材が従事すべき。
- ・地域ガイド制度の活用やガイドラインによる業務範囲の明確化により、現在の問題は解決可能。

## ○日本観光通訳協会（JGA）

- ・業務独占の維持により、ガイドレベルの品質が国家によって保障される。
- ・韓国では、1999年に通訳案内士制度の業務独占を廃止したが、その後、中国人観光客を中心とするぼったくり問題が社会問題化したため、2009年に再び業務独占を復活させた。このような事実学ぶべき。

## ○日本文化体験交流塾（IJCEE）

- ・地域ガイドの拡大により、規制改革会議の委員が念頭においている業務独占とは実態が異なってきている。
- ・通訳案内士の役割は、日本文化などを伝え、新たな魅力を発掘する等、観光の質を保证するもの。

## ○全日本韓国語通訳案内士会（KGO）

- ・アジア諸国のようにインバウンドビジネスに性的なサービスはつきものであることを認識すべき。
- ・訪日客に対する詐欺行為等を取り締まる観光警察を創設すべき。

## 規制改革会議委員の意見

- ・通訳案内士の仕事が優れているのは理解できるが、なぜ、業務独占でないといけないのか。業務独占が廃止されても、名称独占が残れば質の高いサービスは残るはず。
- ・一般の会議等の通訳には、名称独占も含め資格制度自体がないが、通訳案内士にはなぜ資格制度が必要なのか。
- ・ボランティアでガイドする分には資格が不要であり、ぼったくりの土産屋に連れて行くこともできる。そのような状況でなぜ、業務独占でぼったくりの問題を防ぐことができ、業務独占がないとそれが防げないと言えるのか。
- ・旅行者の安全の確保は通訳案内士の業務や法的責任の中には含まれていないではないか。

## 岡議長のとりまとめ

- ・通訳案内士の皆さんがプライドを持って活動されているのはよく分かった。一方で、委員の方々からは業務独占の必要性について疑問があるという意見が多々あった。規制改革会議では引き続きこのテーマについての検討を継続していきたい。

# 規制改革会議での検討状況（観光庁ヒアリング②）

## 1. 開催日時、場所

平成28年4月8日（金）14:00～15:15  
中央合同庁舎第4号館12階全省庁共用1208特別会議室

## 2. 議題

通訳案内士制度の見直しについて

## 3. 出席者

### （1）規制改革会議

河野内閣府特命担当大臣（規制改革）、岡議長、大田議長代理ほか各民間委員

### （2）観光庁

蝦名観光庁次長

加藤 観光庁観光地域振興部長

長崎 観光庁観光地域振興部観光資源課長

## 4. 議事

冒頭、観光庁より、通訳案内士制度の見直しについて説明した後、規制改革会議委員との質疑応答を行った。

### 各委員の意見

- 個人・団体ともに業務独占を外すということか。業務の範囲については、具体的かつ明確なものとなるようにすべき。
- 団体旅行の質の確保は、本来旅行業者の責任であり、必置規制のような過度な規制をかけるのは不適切。旅行会社の主体的な選択に任せるべき。
- 法改正のスケジュールはどのように考えているのか。業務独占の廃止だけでも早く措置すべき。

### 河野大臣の意見

- 観光ビジョンの目標を上向きにしているのであれば、今年はまだ2016年なのだから、来年の通常国会ではなく、業務独占をやめるということだけ、今通常国会に議員立法でもなんでも出すべき。それぐらいのペースでやらないと、観光庁は何の為に立ち上げたのか、観光産業の育成を邪魔するような役所だったら、やめてしまえばいい。
- 春の予算のレビューでは、観光庁は全面的にレビューの対象にさせてもらおうと思っているが、重点項目でもやる。

# 規制改革会議での検討状況（観光庁ヒアリング②）

- ・ 観光庁があることで、観光産業が育っているのか、それとも邪魔をされていて伸びるところが伸びないのか、どちらだ。
- ・ 観光産業が育っているのであれば、業界が観光庁予算を負担すればいい。
- ・ 観光庁が作られた時の目的はハッキリしているのだから、観光庁が真面目にどれぐらいのペースで仕事をしているのか考えてもらわなければならない、でないと観光庁はもういらぬという話になる。

## 岡議長の意見

- ・ 旅行会社に一定の資格を持った通訳案内士を確保させるために周知するのはいいが、必置規制として通訳案内士の使用を旅行会社に義務付けるのはおかしい。